矢板市水環境保全条例（平成14年３月20日条例第２号）
最終改正：
改正内容：平成14年３月20日条例第２号
〇矢板市水環境保全条例
平成14年３月20日条例第２号
矢板市水環境保全条例

水は生命の源であり、おいしい水を飲み、きれいな水を享受できることは重要な財産である。とりわけ矢板市は、豊かな水源をはぐくむ自然環境、河川及び地下水など良好な水環境が残されている。このようなことから、清浄な水を永久に享受できるよう、貴重な水資源である河川の源流域の水源かん養林の保護や清流などを保全するために最善の努力をすることは、私たち市民の責務であり、豊かな水環境を次代に引き継ぐため、この条例を制定する。
（目的）
第１条　この条例は、良好な水源地域を保全しつつ、河川及び地下水の水質汚濁を防止することにより水環境の保全を図り、もって現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
（１）　水源地域　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第８項に規定する取水施設及び貯水施設に係る地域で、水道の原水の取り入れに係る区域をいう。
（２）　水源保護地域　水源地域を含む地域で、水源を保護するために保全する必要があるものとして市長が指定する区域をいう。
（３）　河川　河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川その他の公共及び公用に供される水路をいう。
（４）　生活排水　し尿、炊事、洗濯、入浴その他の人の日常生活に伴い排出される水をいう。
（５）　事業排水　事業活動に伴い排出される水をいう。
（６）　対象行為　別表に掲げる行為をいう。
（市の責務）
第３条　市長は、水環境を保全するための施策を策定し、その実施に努めなければならない。
２　市長は、水環境を保全するための知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の支援に努めなければならない。
（市民等の責務）
第４条　市民及び矢板市を訪れる者（以下「市民等」という。）は、水環境を保全するため、自らが主体となって、生活排水を適正に処理するとともに、市が実施する諸施策に協力しなければならない。
２　市民等は、みだりにごみの投棄等により、河川及び地下水の水質を損なう行為をしてはならない。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、事業活動を行うにあたっては、水環境に与える影響にかんがみ、事業排水を適正に処理し、河川及び地下水の水質汚濁の防止に努めなければならない。
２　事業者は、市等が実施する諸施策に協力しなければならない。
（連携及び協力）
第６条　市、市民等及び事業者は、水環境保全活動を連携及び協力して行うものとする。
（生活排水の適正処理）
第７条　市長は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めなければならない。
２　市民等及び事業者は、生活排水を河川等に排出するときは、処理施設を設置するとともに、適正な維持管理をしなければならない。
（肥料等の適正使用）
第８条　市民等及び事業者は、肥料及び農薬の使用に当たっては適正に使用し、河川及び地下水の水質汚濁防止に努めなければならない。
（家畜ふん尿の適正処理）
第９条　畜産業に従事する者は、家畜のふん尿を河川に排出しないよう管理し、その処理施設の設置に努めるとともに、資源化して土壌還元する等の方法により適正に処理しなければならない。
（水源かん養のための森林保全）
第10条　森林を所有する者は、間伐、枝打ち等の森林の適正な管理及び林地に適した樹種の選択によって、森林の水源かん養機能を高めるよう努めなければならない。
（水源保護地域の指定）
第11条　市長は、良好な水源環境を保全するため、特に必要な地域を水源保護地域に指定することができる。
２　市長は、水源保護地域を指定する場合は、その旨及びその地域を告示しなければならない。
３　水源保護地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
４　第１項から前項までの規定は、水源保護地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
（水源保護地域内の事前協議及び措置等）
第12条　水源保護地域内において、対象行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に協議し、

その同意を得なければならない。協議内容を変更しようとするときも同様とする。
２　水源保護地域が指定又は変更された際、現に当該水源保護地域内において、対象行為を行っている者は、当該指定又は変更された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、市長に協議し、その同意を得なければならない。
３　市長は、前２項の規定による協議があったときは、必要に応じ矢板市環境審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は、第１項及び第２項の同意には、水源保護のため、必要な限度において条件を付することができる。

５　次の各号に掲げる行為については、第１項及び第２項の規定は適用しない。
（１）　非常災害のために必要な応急処置として行う行為
（２）　国又は地方公共団体が行う行為
（３）　河川法その他法令の規定に基づいて行う行為のうち、水源保護のための措置が講じられるものとして市長が認めたもの
（報告及び立入調査等）
第13条　市長は、水源保護地域内で対象行為をしようとする者及び現に行っている者に対して、当該行為の実施状況その他必要事項について報告を求めることができる。
２　市長は、職員をして第12条第１項又は第２項の協議に係る土地、建物に立ち入り、当該協議に係る行為の実施状況を調査させ、若しくは水質の汚濁等への影響を調査させることができる。
３　前項の規定より調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（水質調査）
第14条　市長は、河川等の水質調査を定期的に実施し、その結果を公表するものとする。
（水環境保全推進協議会の設置）
第15条　市長は、水環境を保全するための具体的な施策等を協議し推進するため、矢板市水環境保全推進協議会を置く。
２　矢板市水環境保全推進協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（指導等）
第16条　市長は、市民等及び事業者に対して、水環境の保全について必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
（氏名等の公表）
第17条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者の住所及び氏名（法人にあっては当該法人の名称及び代表者の氏名）並びに事実行為を公表することができる。
（１）　第12条第１項及び第２項の規定に従わないとき。
（２）　第12条第４項に規定する条件に従わないとき。
（３）　第13条第１項及び第２項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げたとき。
（４）　前条に規定する指導等に従わないとき。
（委任）
第18条　この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。
附則
この条例は、平成14年７月１日から施行する。